

## 「細則 2-8 震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準」の解説

震災等による施設被害や停電のため、固定給油設備等が使用できなくなった場合、緊急用発電機を使用して給油作業等を行う計画がある給油取扱所は、震災時等の緊急用発電機の使用基準である細則 2-8 を定める必要があります。

### 細則 2-8 震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所
------------	-----------------------

#### 第1 総則

当所の震災時等における緊急用発電機の使用は、本編によるほか、第2で定める「緊急用発電機の使用に係る基準」に基づき行うものとする。

#### 第2 緊急用発電機の使用に係る基準

##### 1 緊急用発電機を使用できる条件に関する事項

- (1) 震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に燃料を給油する必要がある場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できなくなった場合に限り、緊急用発電機を使用するものとする。
- (2) 所長が、緊急点検及び施設再開の可否判断により、安全上支障がないと判断した場合に限り、緊急用発電機を使用するものとする。

##### 2 緊急用発電機の使用場所の選定に関する事項

- (1) 所長は、次の場所を避けて、緊急用発電機の設定場所を定めておくものとする。

- ア 給油空地及び注油空地
- イ 給油空地への車両導入路
- ウ 専用タンクの注入口から3m以内の部分
- エ 専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分
- オ **危政令第17条第2項第9号に定める通風及び避難のための空地**
- カ 可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所
- キ 油庫、雑品庫等危険物又は可燃物が存在する場所

- (2) 緊急用発電機を屋内に設置する場合は、排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とする。

##### 3 緊急用発電機を使用する場合の安全対策に関する事項

- (1) 緊急用発電機は、本体を接地するものとする。
- (2) 緊急用発電機の始動前に、周囲に危険物、可燃性蒸気、可燃物等がないことを確認するものとする。
- (3) 緊急用発電機に燃料を補給する場合又は緊急用発電機を移動する場合は、当該発電機の運転を停止するものとする。
- (4) 緊急用発電機の電源ケーブルは2本以上のケーブルを延長接続して使用しないものとする。

##### 4 緊急用発電機の保管と維持管理に関する事項

- (1) 所長は、緊急用発電機を施錠管理できる場所で保管し、保管場所を勤務員に周知する

### 緊急用発電機の例



「緊急点検及び施設再開の可否判断」は、「本編、第10、3、(1)」に規定する次の方法で行うことができます。

- ・緊急点検表（本編、別添え1）を活用する方法
- ・東京消防庁が公表する営業継続判断支援ツール（\*1及び下記二次元コード参照）を活用する方法



緊急用発電機の設定場所は、次ページの図を参照してください。

「危政令第17条第2項第9号（\*2参照）に定める通風及び避難のための空地」とは、危規則第25条の8（\*3参照）に定める空地のことであり、地盤面に「駐停車禁止」と黄色の文字で表示されています。

#### \*1 営業継続判断支援ツール

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/gstool/index.html>

#### \*2 危政令第17条第2項第9号（e-Gov法令検索）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C0000000306#Mp-At\\_17](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C0000000306#Mp-At_17)

#### \*3 危規則第25条の8（e-Gov法令検索）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At\\_25\\_8](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_25_8)

#### \*4 危規則第40条の3の4第1号（e-Gov法令検索）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At\\_40\\_3\\_4](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_40_3_4)

ものとする。

(2) 所長は、メンテナンス業者に緊急用発電機を定期的に点検させ、適正に維持管理するものとする。

5 緊急用発電機に係る教育及び訓練に関する事項

所長は、**勤務員**に対し、緊急用発電機を安全に使用するために必要な教育及び訓練を実施するものとする。

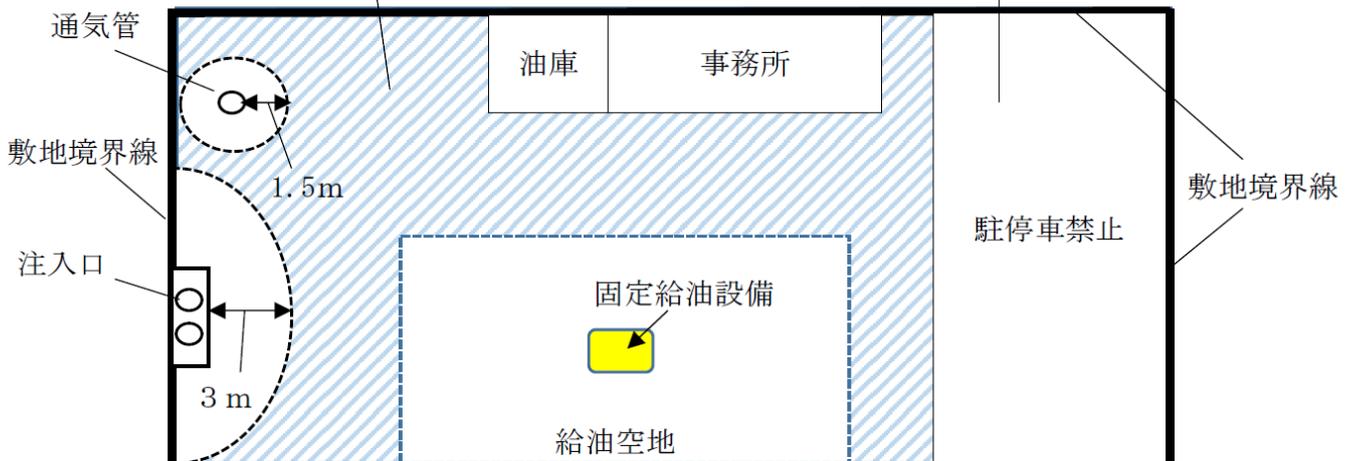
6 その他

施設の実態に応じた教育の対象者を記載してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

危政令第17条第2項第9号に定める通風及び避難のための空地

斜線：緊急用発電機を使用できる場所



\*斜線部分であっても、可燃性蒸気の漏れ又は滞留のおそれがある場合は、緊急用発電機を床面から60cmかさ上げして使用するようしてください。

緊急用発電機の使用場所の例